

平成24年（ラ）第12号 仮処分申立却下決定に対する即時抗告事件・決定 より TEXT 化抜粋

<http://www16.atwiki.jp/pipopipo555jp/pages/3272.html>

【凡例】

- 個人情報伏字としました。
- 小見出し等での()部分は転載者による、理解のための補足です。

第3 当裁判所の判断

1 (前提となる事実)

本件の判断の前提となる事実は、原決定の「第4 当裁判所の判断」の1(原決定2頁21行目から13頁24行目まで)のとおりであるから、これを引用する(原決定中、債権者とあるのは抗告人、債務者とあるのは相手方とそれぞれ読み替えられることになる。)。

2 抗告人====以外の抗告人らについて

証拠(乙45, 46)及び審尋の全趣旨によれば、抗告人====以外の抗告人らについては、本件申立後に相手方の設置する小中学校を卒業し、あるいは他の市町村に転出した結果、現在別紙学校目録記載の相手方の設置する学校(小中学校)には在籍していないことが認められる。そうすると、抗告人====以外の抗告人らは、相手方の設置管理する学校施設において学校教育を受けている者ではないから、その人格権ないし安全配慮義務の履行請求権に基づいて、教育活動の差止めや新たな教育活動を求めることはできず、したがって、被保全権利を有しないものというべきである。

上記抗告人らは、福島第一原発事故による一時的避難などで住所地を離れたにすぎず、本件仮処分事件等の結果、将来相手方が児童生徒の一部又は全部を避難させる措置を採る場合には、避難する児童生徒と行動を共にする意思であり、相手方の管轄行政区域内の放射線量が低下して安心できる環境に戻れば、郡山市に戻る意思であるなどと主張するが、現に別紙学校目録記載の相手方の設置する学校に在籍していないため、その主張するような被害を被り、あるいは被るおそれがあるとはいえない以上は上記判断を左右するものではない。

よつて、抗告人====以外の抗告人らについては、その余の点について判断するまでもなく、その申立ては、被保全権利の疎明がなく、理由のないことが明らかである。

3 抗告人====(以下、この項においては単に抗告人という。) について

(1) (在籍校について)

証拠(甲186)及び審尋の全趣旨によれば、抗告人は、相手方の設置に係る====小学校に在籍していたところ、同校を卒業して平成24年4月に同じく====中学校に進学し、現在同中学校に在籍していることが認められる。

(2) (請求について)

抗告人の本件申立ては、東北地方太平洋沖地震による津波によって東京電力株式会社が設置管理していた福島第一原発が被災し、同所から大量の放射性物質が流出した結果、これによる大量の放射線が大気中に拡散放出され、その被ばくにより人体(とりわけ成長過程にある児童である抗告人)に有害な影響を与える二を前提として、相手方の設置に係る学校施設において放射線量測定値の平均値が0.193マイクロシーベルト/時(福島県における自然放射線量である0.037マイクロシーベルト/時(甲102)を勘案した年間1ミリシーベルト程度の1時間当たりの放射線量である空間線量率)以上の地点の施設における教育活動がその生命・身体・健康を脅かす侵害に当たるので、人格権に基づく妨害の排除として、また、同時にそれが相手方の負う安全配慮義務に反するので、その義務の履行として、仮に抗告人に対する教育活動の差止めを求めるとともに、上記地点以外の学校施設における教育活動を求めるものである。

抗告人の上記の主張からも明らかなおり、本件は、一時的な強線量の被ばくによる急性障害の危険を避けるというのではなく、長期間にわたる低線量被ばくによる晩発性障害の危険を避けるために、年間に被ばくする積算追加放射線量の上限値を1ミリシーベルトとすべきであるとした上で、これを超える年間の積算放射線量による被ばくがその生命・身体・健康に被害を及ぼすから、その1時間当たりの平均数値である0.193マイクロシーベルトを超える空間線量率の下での教育活動による被ばくは抗告人の生命・身体・健康に被害をもたらすものであるとして、その教育活動の差止めを請求するとともに、上記数値を超えない地点の学校施設での教育活動を請求するものである。

(3) (争いのない事実等)

こで検討するに、引用に係る原決定摘示の当事者間に争いのない事実等に証拠(甲49, 62, 72から74, 81, 84, 93, 97, 103)及び審尋の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる。

***ア（郡山市の管轄行政区域は警戒区域等の指定区域とはなっていない）**

平成23年3月、福島第一原発事故により、同所から大量の放射性物質が流出して人の生命・身体・健康に対する重大な危険が生じた。このため、福島第一原発から一定圏内にある地には避難指示や屋内退避指示が出され、また、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難区域の指定がされたが、相手方の管轄行政区域はこれらの指示や指定の対象区域とはなっていない。

***イ（文部科学省が通知した内容）**

文部科学省では、平成23年4月以降、福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断についての各種通知を発し、ICRPの助言を考慮して、児童生徒の受ける放射線量を減らしていくことが適切であるとした上で、学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安として年間積算放射線量として1ないし20ミリシーベルトの数値を採用して教育活動を行うものとしている。

***ウ（健康被害の予測）**

長期間にわたる低線量の放射線を被ばくした場合に現れる晩発性障害として、発癌率が高くなるなどの健康被害が挙げられるところ、例えば甲状腺癌は児童10万人当たり数名程度しか発症しないとされているのに、福島第一原発と同レベルの重大な原発事故とされる旧ソビエト連邦において昭和61年に発生したチェルノブイリ原発事故においては、事故発生の五、六年後から甲状腺疾病と甲状腺腫双方が急増し、9年後には児童10人に1人の割合で甲状腺疾病が現れたとの報告がある(甲49)。そして、チェルノブイリ原発事故による健康障害調査データから郡山市で今後発症するであろう種々の健康障害(晩発性障害)の予測として、先天障害の増加、悪性腫瘍の多発、1型糖尿病の増加、水晶体混濁・白内障、心臓病の多発を指摘する意見もある(甲72)。また、福島県県民健康管理調査検討委員会が発表した平成24年度甲状腺検査の検査結果とチェルノブイリ原発事故後に行われた小児の甲状腺検診データとを対比して、福島の児童には被ばくから数年後のチェルノブイリ高汚染地域の児童に匹敵する頻度で甲状腺癌が発生し、甲状腺癌が今後激増するおそれがあるとの指摘もある(甲227)。

***エ（郡山市の空間線量率）**

相手方の管轄行政区域における空間線量率についてみると、まず、相手方の設置する小学校である
＝＝小学校及び＝＝＝小学校において平成24年2月19日及び同月20日に空間線量率を計測した結果、152箇所のポイントのうち、1メートルの高さの空間線量率が0.193マイクロシーベルト/時以下のところは1箇所にすぎず、環境省により除染の基準とされる0.23マイクロシーベルト/時を下回ったところは9箇所にすぎなかった(甲103の2頁)。また、抗告人が現に通学する＝＝＝中学校においては、平成24年4月3日から13日までの4日間における空間線量率の測定結果は、いずれも高さ1メートル地点の校庭で0.27から0.29マイクロシーベルト/時、教室内で0.08から0.09マイクロシーベルト/時であり(乙30)、平成25年2月3日における同様の66地点の計測結果によれば、1メートルの高さの空間線量率は0.14から1.30マイクロシーベルト/時の間に分布し、0.193マイクロシーベルト/時以下のところは7箇所であり、平均値は0.39マイクロシーベルト/時であつた(甲221)。

相手方の設置する学校施設については、この間、校庭の表土除去、校庭整地などの除染作業が続けられていて一定の成果を上げている(乙2から7、13)ものの、未だ十分な成果が得られているとはいえ

ないのであるが、その主要な理由の一つとして、校庭外から飛散する放射線(ガンマ線)の影響が挙げられている。ガンマ線は100メートル以上離れたところから飛来するため、ある場所の放射線量を下げするためには半径数百メートルの地域一帯を除染しなければならないとされており(甲103の13頁)、学校周辺すなわち地域全体の除染が実施されなければ学校内の放射線量も下がらないが、除染により放射線量を下げするためには、屋根瓦や側溝のコンクリート、道のアスファルトなどにこびりついたセシウムは高圧洗浄によっても除去できないため瓦の葺替えやアスファルト・コンクリートをはがしての工事のやり直しを要するなど、ガンマ線の飛来を考えると地域ぐるみの除染が必要であり、しかも除染は一回では不十分で何回もする必要があることとされている一方で、汚染土の仮置場が見つからないため、やむなくこれをその地域内に置いている(学校においては校庭の一面に埋設した。)が、こうした仮置場が容易にみつからないことが、除染の作業が進まない直接的な理由とされている(甲85, 103)。

次に、原告人が居住する相手方の管轄行政区域内の3箇所における平成24年2月1日における空間線量率は0.8ないし1.2マイクロシーベルト/時であった(甲115)。また、福島県が発表している平成25年1月10日から2月9日までの郡山市の空間線量率は0.41から0.54マイクロシーベルト/時であった(甲229添付資料7)。さらに、福島県災害対策本部による平成25年2月22日における郡山合同庁舎南側駐車場における環境放射能測定値(暫定値)(第12450報)によれば、空間線量率は約0.52マイクロシーベルト/時であった(原告人平成25年2月22日付け準備書面(9)添付別紙1)。

相手方においては、市内全域の追加被ばく線量(自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量)を年間1ミリシーベルト(高さ1メートルにおける空間線量率0.23マイクロシーベルト/時)未満にすることを目標に、国の示す除染方法により学校施設を含めた公共施設における除染を実施している(乙31)。

(4) (申立て2の空間線量率が高い学校での教育活動停止請求について)

以上の事実によれば、郡山市に居住し、===学校に通っている原告人は、強線量ではないが低線量の放射線に間断なく晒されているものと認められるから、そうした低線量の放射線に長期間にわたり継続的に晒されることによって、その生命・身体・健康に対する被害の発生が危惧されるところであり、チェルノブイリ原発事故後に児童に発症したとされる被害状況に鑑みれば、福島第一原発付近一帯で生活居住する人々とりわけ児童生徒の生命・身体・健康について由々しい事態の進行が懸念されるところである。

ところで、福島第一原発から流出した放射性物質ないしこれから放出された放射線は、その発生の機序からしても明らかなくとも、ひとり相手方の設置管理に係る学校施設にのみ存在するものではなく、原告人の居住する自宅及びその周辺や自宅と学校との通学路、さらには相手方の管轄行政区域の全域にわたり、その濃淡の別はともかくとして、等しく存在していることは上記認定の事実から容易に推認することができる。そうした放射性物質により汚染された土壌などを除洗するため、相手方などの各地方公共団体を始めとする各団体や個人などがこれまで土壌の入れ替えや表土剥離などに取り組み、多くの費用と様々な努力が傾注された結果、一定の除洗の成果を上げるに至ったとはいえ、なお、

広範囲にわたって拡散した放射性物質を直ちに人体に無害とし、あるいはこれを完全に封じ込めるといような科学技術が未だ開発されるに至っていないことは公知の事実であり、また、その大量に発生した汚染物質やこれを含む土壌などの保管を受け入れる先が乏しいこともあって、これを付近の仮置場に保管するほかないまま経過していることから、今なお相手方の管轄行政区域内にある各地域においては、放射性物質から放出される放射線による被ばくの危険から容易に解放されない状態にあることは上記認定の事実により明らかである。もっとも、相手方の管轄行政区域内においては、特に強線量の放射線被ばくのおそれがあるとされているわけでも、また、避難区域等として指定されているわけでもなく、今なお多くの児童生徒を含む市民が居住し生活しているところであって、上記認定に係る相手方の管轄行政区域内における空間線量率をみる限り、そこで居住生活することにより、その居住者の年齢や健康状態などの身体状況による差異があるとしても、その生命・身体・健康に対しては、放射線被害の閾値はないとの指摘もあり中長期的には懸念が残るものの、現在直ちに不可逆的な悪影響を及ぼすおそれがあるとまでは証拠上認め難いところである。

このように、福島第一原発から流出した放射性物質から放出される低線量の放射線は、抗告人が現に居住し生活する空間に遍く存在しているのであって、抗告人が現住所に居住して生活し、そこから相手方の設置する＝＝＝中学校に登校する限りは、その通学する学校外においても日夜間断なく相当な量の放射線に晒されていることになる。実際、上記認定の相手方の管轄行政区域内における空間線量率は、平成24年2月から平成25年2月の3回の測定値をみても、抗告人が平均被ばく量の上限と主張する0.193マイクロシーベルト/時の倍以上である0.41マイクロシーベルト/時以上に達するものであり(なお、この数値は、平成24年4月、平成25年2月における＝＝＝中学校校庭における空間線量率の平均値を上回っている。)この数値を前提とする限り、抗告人が＝＝＝中学校において学校生活を送ると考えられる8時間を除外したその余の16時間の学校外での生活空間(全時間を木造家屋内とする。)で生活した場合に被ばくするものと算定される1年間の積算追加放射線量は抗告人主張の1ミリシーベルトを3割以上も超過することとなる($(0.41 \mu\text{Sv} - 0.037 \mu\text{Sv}) \times (1 - 0.4) \times 16 \text{時間} \times 365 \text{日} \approx 1306 \mu\text{Sv} \approx 1.31 \text{mSv}$)。すなわち、抗告人は、郡山市に引き続き居住する限りは、相手方の設置する学校施設以外の生活空間において既に抗告人がその生命・身体・健康に対する被害を回避し得る上限値として主張する年間の積算被ばく量を超える量の放射線を被ばくすることが避けられないこととなるから、学校生活における被ばく量の多寡にかかわらず、その主張する被害を避けることはできない計算となる。そして、抗告人において、現在学校施設外での被ばく量を減少させることができるような施設設備の下で日常生活を送り、あるいは送ることができるような状況にあるとの特別の事情も認めることはできない。

そうしてみると、抗告人が引き続き郡山市に居住する限りは、その主張するような教育活動の差止めをしてみても、抗告人が被ばく放射線量の年間積算量の上限と主張する量(その当否は暫く措く。)を超える放射線量の被ばくを回避するという目的を達することはできず、その回避のためには、そうした空間線量率以下の地域に居住するほかには通常執りうる手段がなく、そうであれば、年間の積算放射線量の被ばく回避を目的とする抗告人主張の差止請求権の発生を認める余地はない。また、同様に、学校での教育活動に当たっての相手方が負うべき安全配慮義務として、抗告人が主張するような空間線量率を上限とすべきことを前提に、これを超える学校施設での教育活動を差し控えるべき注意義務

があるということもできない(なお、原告人が現に通学する学校における平均空間線量率が郡山市の平均的なそれを下回っているという状況にあることは上記のとおりである。)。したがって、教育活動の差止めを求める原告人の請求は、結局被保全権利の疎明を欠くということになる。

(5) (申立て2の空間線量率が低い学校での教育活動実施について)

次に、原告人は、一定の空間線量率以外の学校施設における教育活動の実施を請求する。

上記(4)で説示したところによれば、原告人が現に居住している自宅周辺の地域を含む相手方の管轄行政区域においては遍く放射性物質による放射線被ばくが避けられないのであって、原告人が主張するような年間1ミリシーベルト以下という積算空間線量率の環境が確保されるような学校生活を含めた生活を送るとなると、原告人が自宅を離れた地に転居して教育活動を受けることは避けることができない。原告人はそうした前提で上記請求をするようであるが、他方で、相手方は、現にその設置する
＝＝＝中学校で多数の生徒に教育活動を行っているものであるところ、現にその学校施設での教育を受けている生徒がおり、その教育活動を継続することが直ちにその生徒の生命身体の安全を侵害するほどの危険があるとまで認め得る証拠もないから、相手方が現在の学校施設での教育活動を継続することが直ちに不当であるというべきものではない。

ところで、原告人の転居する地域に相手方が学校施設を開設してそこでの教育活動を施すことは、現に原告人が被っている放射線被害から解放される一つの選択肢ではあろうけれども、そうした地での教育は、そうした地における教育機関によつて行われることが原則であり、遠隔地の公的教育機関がわざわざ地元の公的教育機関を差し置いてまで別の学校施設を開設する必要があるとはいえない。転居をする場合には転居先での公的教育機関による教育を受けることでその目的は十分に達することができるはずである。

原告人は、この点について、同窓の友人らを始めとする教育環境を重視すべきであるとして、個人での自主転居に否定的な意見を述べるが、本件は原告人が原審以来一貫して主張し、原告理由においても強調するように、相手方の管轄行政区域にいるすべての児童生徒に対する教育活動に関する請求ではなく、あくまで、原告人個人の放射線被ばくを回避するためにその人格権ないし安全配慮義務の履行請求権に基づく原告人個人の請求なのであるから、他の生徒の動向については当然にこれを斟酌すべきものではない(他地域で学校施設を新たに開設し、あるいはこれに代えて教育事務を他の市町村に委託する(学校教育法40条、49条)としても、就学希望者や収容能力その他の関係上、希望者全員が同一の施設で教育を受けることができるとは限らないはずであり、.教育上の配慮の要請があるとはいっても、各人個別の対応をとることさえあり得よう。したがって、原告人が主張するような「集団疎開」は、原告人が主張するような被ばく被害を回避する一つの抜本的方策として教育行政上考慮すべき選択肢ではあろうけれども、もとより原告人個人の請求権に係る本件請求に関する判断の対象外というべきものである。)

このように、原告人の主張するような放射線被害を回避するためには現住居から転居して相手方の管轄行政区域外に居住することを前提とするほかはなく、その場合には、その転居先での公的教育機関が設置した学校施設で学校教育を受けることに何らの妨げもない以上は、原告人の人格権に基づく妨害排除請求として、相手方の管轄行政区域外の地で相手方に学校教育を行うことを求めることはできず、また、相手方はその管轄行政区域外に居住することとなる者に対する関係で、引き続き教育活動の実施をすべき安全配慮義務を負うものではないから、原告人はその履行請求としての教育活動を求めることもできない。したがって、原告人の上記請求についても、被保全権利の疎明がないというべきである。

(6) (保全の必要性＝緊急性の検討)

さらに、保全の必要性について検討する。

上記(4)(5)のとおり、原告人が主張するような被ばくを免れる環境の下で教育を受けるためには、相手方が管轄行政区域外に学校施設を設ける場合を含め、転居する以外には他に方策がないところ、証拠(甲27, 28)及び審尋の全趣旨によれば、原告人の父親は、原告人の住居地から通勤することができないような地に単身赴任をしており、東北地方太平洋沖地震発生直後には、原告人の家族も父親方に避難することを検討したが、原告人が友人と離れて生活することを嫌がったことなどもあり、実現には至らなかったことが認められる。そうであれば、原告人が相手方の管轄行政区域外の安全な地に転居して被ばくを免れる環境で教育を受けることには大きな支障があるとはいえず、これを困難とすべき事情は証拠上認めることができない。

そうしてみると、原告人について、その人格権ないし安全配慮義務の履行請求権に基づいて教育活動を差し止めてみてもその主張する権利の保全につながるものとはいえず、また、原告人の主張する被ばくを回避するためには転居するほかないが、転居することに格別の支障があるとは認められないし、転居先の公的教育機関による教育を受けることには特に妨げもないはずであるから、原告人の主張する原告人に生じる著しい損害又は急迫の危険をもたらす放射線被ばくを避けるために原告人が求める保全処分を発する必要性があるとは認めることはできない。

第4（結論）

よって，抗告人らの当審における仮処分命令の申立ては，いずれも被保全権利の存在を認めることができず，また，抗告については保全の必要性も認められないので，これを却下することとし，主文のとおり決定する。

平成25年4月24日
仙台高等裁判所第2民事部
裁判長裁判官 佐藤陽一
裁判官 鈴木陽一
裁判官 小川直人

「決定書」の写しの画像 PDF

<http://www.ourplanet-tv.org/files/20130424sokai.pdf>

決定書の構成

[平成24年（ラ）第12号 仮処分申立却下決定に対する即時抗告事件・決定](#)

○ [主文](#)

[理由](#)

[第1 申立ての趣旨](#)

- [1 \(0.193 \$\mu\$ Sv/h以上の地点の学校施設において\)](#)
- [2 \(0.193 \$\mu\$ Sv/h以上の地点以外の学校施設において\)](#)

[第2 事案の概要](#)

- [1 \(原審「却下」に対する抗告\)](#)
- [2 抗告人らの主張](#)
 - [\(1\) \(学校の管理執行責任\)](#)
 - [\(2\) \(福島第一原発事故と放射能汚染\)](#)
 - [\(3\) \(文部省通知 1-20mSv/yの経緯\)](#)
 - [\(4\) 被保全権利](#)
 - [*ア \(線量限度\)](#)
 - [*イ 積算値](#)

- *ウ（線量限度を空間線量率に換算すると）
- *エ 福島県内の児童生徒の権利
- **（ア）（安全に教育を受ける権利）
- **（イ）（生命・身体・健康への侵害から保護される権利）
- **（ウ）（適切な保健措置を講ずることを求める権利）
- **（エ）（児童の最善の利益が主として考慮される）
- **（オ）（国及び地方公共団体の安全配慮義務）
- **（カ）小中学校の設置場所
- *オ（安全配慮義務違反の事実、義務者への請求）
- (5)保全の必要性

第3 当裁判所の判断

- 1（前提となる事実）
- 2 抗告人====以外の抗告人らについて
- 3 抗告人====（以下、この項においては単に抗告人という。）について
 - (1)（在籍校について）
 - (2)（請求について）
 - (3)（争いのない事実等）
 - *ア（郡山市の管轄行政区域は警戒区域等の指定区域とはなっていない）
 - *イ（文部科学省が通知した内容）
 - *ウ（健康被害の予測）
 - *エ（郡山市の空間線量率）
 - (4)（申立て1の空間線量率が高い学校での教育活動停止請求について）
 - (5)（申立て2の空間線量率が低い学校での教育活動実施について）
 - (6)（保全の必要性＝緊急性の検討）

第4（結論）